

東村山市と民間事業者との公民連携によるまちづくりに関する基本方針

1 はじめに

市では、「東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例」に基づき、市内において活動をする個人・団体と互いに自らの意思と責任のもと、対等な関係で協働しながらまちづくりを進めています。

このうち、営利を主な目的として活動する企業や団体等（以下、「民間事業者」という。）とは、第4次東村山市行財政改革大綱に「アウトソーシング業務の選定と適切な管理運営」を掲げ、これまでも積極的に業務委託や指定管理者制度等を通じて連携して業務を進め、効率的・効果的な行政運営に成果を挙げてきました。

今後も市の行政課題は、ライフスタイルや価値観の多様化、人口減少・少子高齢化の進展、老朽化が進む公共施設の更新問題の顕在化などにより、これからますます多様化、高度化、複雑化していきます。

限られた経営資源でこれらの課題に対応し、良質で持続可能な市民サービスを提供していくためには、厳しい競争の中でアイデアやノウハウ、技術などを積み重ねた民間事業者と連携し、その力を最大限に発揮してもらう「公民連携¹」をこれまで以上に推進していくことが必要不可欠になっています。

市は、今後、本基本方針に基づき、既に取り組んできた手法に加え、サウンディング型市場調査、民間提案制度、共同研究、連携協定、実証実験などあらゆる取組みを積極的に採用し、従来の手法や発想にとらわれない民間事業者との公民連携により、持続可能で良質な市民サービスを提供していきます。

2 市と民間事業者との公民連携の基本方針

「公共的課題を解決し、持続可能で良質な市民サービスを提供することを目指し、従来の発想にとらわれず、あらゆる分野において公民連携を積極的に進める」

¹ 公民連携(Public Private Partnership、PPP、官民連携ともいう。)は、官と民が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図る概念や手法などを総称したものです。PFI(Private Finance Initiative)、指定管理者制度、市場化テスト、業務委託などの公共サービスを対象とする場合や公有資産に民間サービスを誘導する場合など、様々な手法や概念を含みます。

なお、本基本方針では「官」「民」「公」「私」の概念を次のように整理し、公共性を確保しつつ、公益性を向上させるために民が力を発揮する仕組みという意味で、「官民連携」ではなく「公民連携」という呼称を用います。

- ・ 「官・民」は、主体を表すもので、地方公共団体である市を「官」、民間事業者を「民」と整理します。
- ・ 「公・私」は、行動や目的を表すもので、社会広汎に効果を及ぼようとする行動や目的としての公益を「公」、特定の者だけに効果をとどめるようとする行動や目的としての私益を「私」と整理します。

3 公民連携の三原則

基本方針を踏まえ、次の三つの原則に則って民間事業者との公民連携を進めます。

(1) 実現のための積極的な検討の原則

試行錯誤しながら改善していくことを前提に、チャレンジ精神をもって積極的に公民連携を検討します。

市は、既存事業の見直しや新規事業の立案を行う際は、原則としてすべての市民サービスにおいて、公民連携により、持続可能で良質な市民サービスの提供など、市民福祉の向上を図ることができないか、まず可能性を検討します。

また、法令等により地方公共団体が直接実施すべき業務であっても、民間事業者が業務の一部を担うことでより良質な市民サービスを提供できないか、検討します。

さらに、民間事業者からの公民連携の提案を歓迎し、積極的に受け入れ、検討することとします。

(2) 市民、行政、民間事業者「三方良し」の原則

公民連携によって、市民サービスの向上により市民の満足度が向上し、また、民間事業者のアイデア、ノウハウ、技術等により行政の生産性が向上し、さらに新たなビジネスチャンスにより民間事業者がメリットを得られる「三方良し」となるよう努めます。

(市民サービスの向上)

民間事業者にアイデア、ノウハウ、技術等の強みを発揮してもらうことで、持続可能で良質な市民サービスを実現し、市民の満足度の向上を目指します。

(行政の生産性の向上)

民間事業者と適切に役割分担し、民間事業者にアイデア、ノウハウ、技術等の強みを発揮してもらい、市民サービスに係るコストの縮減や、新たな歳入の確保等を図り、最少のコストで最大の効果を得ることを目指します。

また、公民連携により生み出した人的・財政的資源を、強化が求められる施策や新たな課題への対応に配分することを目指します。

(民間事業者のビジネスチャンスの創出)

これまで行政が担っていた既存の市民サービスや新たな市民サービスにおいて、市が公民連携を進めることにより民間事業者のビジネスチャンスを創出し、地域経済や地域産業の活性化を図り、東村山創生を目指します。

(3) 対等な関係の原則

市と民間事業者は、価値観、意思決定プロセス、関係者との調整など様々な面での違いがあることから、それぞれの立場の違いを認め合い、互いに歩み寄りながら、対等なパートナーとして信頼関係を築き、持続可能で良質な市民サービスの提供という共通の価値の実現を目指します。

市は、民間事業者のアイデア、ノウハウ、技術等は、民間事業者の重要な経営資源であることを認識し、民間事業者からの提案内容や独自のノウハウ等に関しては、知的財産として尊重し、適宜的確な情報管理を行います。

また、市は民間事業者と迅速・柔軟に対応できるよう公民連携に関する庁内の情報の共有化や窓口の一元化を進めるとともに、公民連携事業に対する民間事業者の参加意欲を高め、より多くの公民連携事業の提案が頂けるよう民間事業者に向けて市政情報の発信を積極的に行います。

4 公民連携の更なる推進に向けた取組みと留意事項

(1) 民間事業者の提案の積極的な受入れに関して

「サウンディング型市場調査」について

市が実施を検討あるいは計画している事業等について、事業の構想段階や事業を行う事業者を公募する段階において、民間事業者のアイデアやノウハウ等の提案を取り入れる必要があると判断した場合には、公募により市と民間事業者とで対話を行い、市場性の有無や実現可能性、アイデア等の提案を把握するサウンディング型市場調査を適宜実施します。

「民間提案制度」について

サウンディング型市場調査は、市が主導して民間事業者から提案を受けたい案件を示す必要があり、提案を受けることができる対象が限定的となります。

このため、民間事業者が自らのアイデアやノウハウ、技術等によって、市民サービスの質をさらに向上できる提案を主体的に行うことができる「民間提案制度」の仕組みをつくり、積極的に活用します。

なお、民間提案制度による提案に基づく事業を市が実施する場合は、提案内容が当該提案を行った民間事業者の知的財産、独自のノウハウ等を生かすものであることから、競争入札に適さないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び市の随意契約適正実施のための指針（随意契約ガイドライン）に基づき、当該提案を行った民間事業者との随意契約によることを原則とします。

「連携協定や実証実験等」について

市は、民間事業者から持続可能で良質な市民サービスの向上等に資するものと考えられる包括連携協定や事業連携協定の締結、実証実験や実現可能性調査、共同研究の実施等（以下、「包括連携協定等」という。）の申し出があったときは、積極的に対応します。

また、包括連携協定等による調査や研究の報告等の成果に基づき、新たな事業等の提案がなされた場合で、当該民間事業者のノウハウや独自技術等を生かすことが不可欠であると認められる場合は、当該民間事業者との事業化の検討を進めます。

(2) 職員のスキルアップやノウハウの維持に関して

公民連携の手法は、日々進化するものであるため、常に最新の動向を注視し、新たな手法にも対応できるよう市は研修等により職員のスキルアップを図っていきます。

また、公民連携の導入後も、市が蓄積してきた知識・技術等の維持を図り、民間事業者に任せきりにすることなく、市としての主体性をもって適切に業務をマネジメントしていきます。

(3) 公民連携の効果の最大化に関して

公民連携により持続可能で良質な市民サービスの提供の実現が期待できる一方で、各地の先行事例では、必ずしも最大の効果が発揮されていない場合も見受けられます。

この要因については、学術的な研究²において、目的設定自体が誤っている場合、官と民の役割分担の設定が間違っている場合、競争状態がない若しくは著しく競争制限的な条件がついた場合、本来官が望んでいた条件が募集要項に上手に表現されておらず、民が表面的なメッセージから最善と判断して提案した内容と齟齬がある場合、契約がその通りに実行されない場合が挙げられています。

市では、こうした点に十分留意し、公民連携の効果を最大化するよう努めます。

² 根本祐二（2011）「PPP 研究の枠組みについての考察(2)」『東洋大学 PPP 研究センター紀要』第 2 号。左記では「PPP の失敗」を ①目的設定の失敗、②アンバランスの失敗、③非競争の失敗、④メッセージの失敗、⑤ガバナンスの失敗 に類型化し分析しています。なお、ここで言う「失敗」とは、最適な状態からかい離した状態であり、事業の破たんを指すものではないとされています。